

# 本会議一般質問を見よう！

議会改革特別委員会では、当初からできることから改革するという方針に基づき、順次協議が整ったものから中間報告という形で発表し実現化を図りながら、最終的には議会基本条例の制定を議論し、報告をめざしています。

これまでの報告の中で、議会の活性化を図る大きな目玉ともいえるのが、本会議の公開と一般質問における質問方式の多様化でした。9月の第3回定例会においてこれらが実施されましたので概要をお知らせいたします。

## ユーストリーム「十和田市議会」で検索

十和田市議会のホームページにアクセスしますと、メニューの中に「市議会インターネット中継（試験放送）」があります。生中継と録画が見られますが、録画を見られる期間は次の定例会（今回の録画であれば12月の第4回定例会）が始まる前までとなります。

また、見られないという問い合わせもありますが、その場合は、動画を見るフラッシュプレーヤーなどのソフトを最新版に更新してお試しくさるようお願いいたします。



ユーストリーム中継の画面

## 一括質問方式から一問一答方式へ

一般質問の活性化を目的に、第3回定例会から導入されました一問一答方式と反問権を紹介します。

一般質問は、市政全般に関し、議員が質問したり意見を述べたりして、市長や関係部長の説明を求めるもので、演壇において議員席に向かって演説するように行われます。これまでは質問する議員が複数の事項をまとめて質問し、市長や部長がまとめて答えるという一括方式で行われてきました。

この一括方式だと、聞いている市民は質問と答弁の内容がわかりづらくなります。これを改善するために導入されたのが再質問からの一問一答方式と反問権です。

一問一答方式とは一問ごとに議員が質問し、それに対して市長や部長が答えます。その際、根拠や質問の趣旨等を確認する意味で議員に逆質問することができ、これを反問権といいます。今後は逆質問を受けて議員が見解を述べる場面も出てきそうです。

一問一答方式だと一つの質問の後にそれに対する答えが出てくるので、議員は市側の答えを受けて、より詳しい質問をすることができます。その中で議論が生まれ、政策のメリット、デメリットが明確になるものと期待されています。